

検査に係る身分証の発行漏れに伴う 身分証不携帯事案の報告及びその再発防止対策

令和 4 年 1 0 月 1 2 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、本年 9 月 21 日に報告した検査官証¹が発行されていない原子力規制検査官が検査官証を携帯せずに事業所に立入りを行っていた件を受け、全庁的に確認したところ、他にも同様の事案があったため、これを報告するとともに、今後の再発防止対策についても報告するものである。

2. 追加で判明した不携帯事案の概要

(1) 核物質防護に係る検査官証

令和 3 年 1 月から本年 9 月にかけて延べ計 10 回の原子力規制検査に当たって、検査官証が発行されていない核セキュリティ部門の職員 3 名が、実用発電用原子炉施設や核燃料施設等に立ち入っていたことが本年 9 月 26 日に判明した。当該 3 名の検査官証は発行されておらず、当該 3 名は、検査官証の携帯が必要であることを認識していなかった。

核物質防護に係る検査官証は、核セキュリティ部門が発行手続をするものであるが、検査官証の発行手続等を定めたマニュアルが存在せず、適切な業務引継ぎも行われていなかったため、検査官証の発行手続を適切に実施できていなかった。

(2) 保障措置に係る査察官証

本年 2 月から 9 月にかけて、基本保障措置査察資格を取得したが査察官証²が発行されていない地方規制事務所職員 1 名が計 3 回保障措置検査を行っていたことが本年 9 月 27 日に判明した。当該 1 名は、査察官証の携帯が必要であることを認識していなかった。

査察官証は、保障措置室が保障措置査察官等の辞令を確認して発行する手続となっているが、当該職員は保障措置査察官等の辞令を受けておらず、査察官証が発行されていなかった。保障措置室は当該職員に査察官証が発行されていることを確認していなかった。

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 61 条の 2 の 2 第 4 項において、検査官が同条第 3 項第 1 号の規定により原子力規制検査のために事業所に立ち入るときに携帯することとされている、身分を示す証明書

² 原子炉等規制法第 61 条の 8 の 2 第 3 項において、保障措置査察官が同条第 2 項第 1 号の規定により、保障措置検査のために事業所に立ち入るときに携帯することとされている、身分を示す証明書

3. 再発防止対策

(1) 当面の再発防止策

核セキュリティ部門において、2.(1)の事案の3名の検査官に対して検査官証を発行した。また、検査官証の発行手続に関するマニュアルを作成し、適切に運用していくこととしている。

保障措置室において、2.(2)の事案の職員を含め、発行が遅れていた3名の地方規制事務所職員に対して査察官証を発行した。また、保障措置室内で常に最新の査察官等身分証管理表を共有し、査察官証を所有している者を保障措置検査実施者として指名するようにした。さらに、保障措置検査等のマニュアルのうち、査察官証が携行品リストに明確に記載されていなかったものに関してマニュアルの改訂を行った。

(2) 全庁的な再発防止策

原子力規制庁として検査官の身分証の発行漏れ及び不携帯を防止するため、担当部署での周知徹底に努めることに加え、次の再発防止対策を講じることとし、年度内に関係規定の整備等を行っていく。

- ① 身分証の発行手続に漏れが生じないように、人事課に原子力規制委員会所管法令の規定に基づく立入等に係る身分証発行事務を一元化する。また人事管理システムに検査官等の発令情報と身分証の発行の有無を登録し、発行漏れ等を防止する。
- ② 原子力規制委員会所管法令の規定に基づく立入等に係る複数の身分証を統合し、携帯しやすい大きさにするなど、身分証の様式の見直しを行う。
- ③ 検査の実施に当たって当該検査の責任者が参加する検査官の身分証を確認する等の身分証の携帯を確実にするための具体的手順を決め、実行する。

参照条文

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
第六十一条の二の二

1・2 （略）

3 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

4 前項第一号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5～10 （略）

（保障措置検査）

第六十一条の八の二 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

四 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3 前項第一号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4、5 （略）